

# 遠野市議会基本条例を 制定しました

## 議会基本条例とは

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。

## 議会基本条例 制定の必要性

市民から選挙で選ばれた議員によって構成される遠野市議会は、同じく市民から選ばれた遠野市長とともに、遠野市の代表機関を構成しています。議会及び市長は、この二元代表制のもとで、ともに市民の負託を受けて活動しています。市民の意思を市政的に確に反映させるため、議論しあい、

連携をし、その使命を果たす責務を負っています。

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められ、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大した今日、議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上のために果たすべき役割はますます大きくなっています。

議会は、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策

遠野市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、平成23年9月に議会改革特別委員会（委員長浅沼幸雄議員ほか議員18名【議長を除く】）を設置し、約10ヶ月20回余にわたり検討してきました。

議会改革特別委員会では、条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成24年1月と4月に開催した「議会改革について意見を聴く会」におけるご意見、ご提言を踏まえ、今定例会最終日6月15日の本会議において、「遠野市議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、6月25日公布、施行されました。

形成への多様な市民参加の推進、議員間及び行政機関との自由かつ達な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、じゅん守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。



4月25日開催の議会改革について意見を聴く会